

特定非営利活動法人小川原湖エコマネー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人小川原湖エコマネーと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県上北郡東北町大字上野字山添56番地4におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域における住民が、高齢者から子供まで、思いやりの心と感謝の心とを交換し合う地域通貨エコマネー「ポロト」を活用して、互いに顔見知りとなり、交流し合うことを通じて、「支え合い、助け合いの輪」を広げ、町民憲章にも謳われている「ぬくもりのある家庭、やさしさあふれる町」を目指し、温かく、うるおいのある地域社会づくりの一助となることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 家庭教育学習の支援を図る事業
- (2) 学校教育学習の支援を図る事業
- (3) 環境美化に関する運動
- (4) IT学習に関する啓発事業
- (5) 商店街復興活動に係わる事業
- (6) 観光振興による町の活性化に係わる事業

2 その他の事業

- (1) 南町駐車場管理・運営

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うこととし、利益が生じた場合には、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の種別とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の会員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体で、総会において議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び活動に賛成し協力する個人、団体及び法人で総会においての議決権を有しない

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 この法人を退会しようとする者は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 この法人の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠または増員により就任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当する場合には、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときにはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思を表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条、次条第1項及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつて

は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号による規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ

め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示をして行う。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	米内山	須佐男
副理事長	柳 田	中
同	竹 内	勝 子
理 事	尾 形	修
同	蛭 名	誠
同	柴 田	一 三
監 事	森 川	生 一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

5 この法人設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人会員 年額 1,000円

団体会員 年額 10,000円

(2) 賛助会員

個人会員 年額 500円

団体及び法人会員 1口10,000円以上

付 則 この定款は、平成24年6月1日より施行する。

付 則 この定款は、平成29年6月1日より施行する。

付 則 この定款は、令和8年 月 日より施行する。